

川 俣 町

こども誰でも通園制度 ご 利 用 案 内



利用に関するお問い合わせ先

川俣町子育て支援課幼児教育係
TEL024-566-2111（内線 2302）

1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは

こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無に関わらず、生後6か月～満3歳未満の保育所等に通っていないお子さんが、教育・保育施設を時間単位で利用できます。

同世代のこども同士でふれあうなど、家庭だけでは得られない経験を通じて、こどもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者が子育てに関する専門的な知識や技術を持つ保育士などと接することで、子育てに関する相談の機会などを得ることができます。



2 利用できるお子さん

下記(1)～(2)のすべてを満たすお子さんが利用できます。

- (1) 利用日時点で、生後6か月～満3歳未満
- (2) 下記の施設に通園していない

○認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設）、企業主導型保育施設

※認可外保育施設に通っているお子さんは対象となります。

3 利用できる施設・時間

- (1) 利用できる施設は「子育てにここ広場（かわまた認定こども園内）」です。

○利用できる日時：月・火曜日（祝日等除く）午前9：00～12：00

- (2) お子さん1人が利用できる時間数は、一月あたり上限10時間です。

○施設の利用できる時間の範囲内で、1日（1回）あたり最低1時間から予約できます。以後30分単位で利用可。

○余った時間分を翌月以降に繰り越すこと、または翌月以降分を繰り上げて利用することはできません。

4 利用料金

- (1) 「こども誰でも通園」のご利用は、通常利用時間に応じて利用料（1時間300円）をご負担いただきますが、川俣町では利用料を助成（無償化）します。

※税の滞納がないことが助成の要件となります。

- (2) 利用料金の他に実費負担いただく場合があります。

○行事費、その他

(3) 利用料の減免《参考》

生活保護法による被保護世帯	300 円／1 時間減免
市町村民税非課税世帯	240 円／1 時間減免
市町村民税所得割額合算額が 77,101 円未満の世帯	210 円／1 時間減免
その他支援児童がいる場合	150 円／1 時間減免

利用の流れ

1 利用の申請【初回のみ】（利用者 → 町）

「こども誰でも通園」を利用したい方は、事前に申請し登録する必要があります。

(1) つうえんポータルから申請する。

○つうえんポータルチラシの2次元コードを読みこみ、
つうえんポータルにアクセスし、利用申請をしてください。



※町は「こども誰でも通園」の利用に必要な町民税や世帯情報、申請者の情報などを閲覧します。

※対象者確認申請でご提供いただいた個人情報などは、安全・適切な保育を提供するために、利用する施設と共有します。なお、本事業以外の業務には使用いたしません。

2 支給認定証の発行【初回のみ】（町 → 利用者）

(1) 町が「こども誰でも通園」を利用できる条件を満たしているかなど、申請内容を確認します。

(2) 利用できる場合、町から申請者あてにアカウント発行通知メールをお送りしますので、初回ログイン作業をお願いします。ログインすると認定証管理画面から「支給認定証」が表示できます。

事前面談前に保護者とお子さんの情報の入力をしてください。

(3) 確認の結果、利用できない場合「却下通知書」を通知します。

※申請から実際の利用までは、2 週間程度の期間を要する場合があります。余裕をもって申請してください。

3 事前面談【初回のみ】（利用者 ⇔ 子育てにここ広場）

こども誰でも通園制度の利用には、お子さんに安全・適切な保育を提供するため、事前の面談が必要です。

※事前面談が終わらなければ、利用の予約ができません。

- (1) つうえんポータルから事前面談の予約をしてください。
- (2) 事前面談のときは、必ず利用したいお子さんを同伴してください。
- (3) 施設を利用するときの注意点などについて、施設職員と十分に相談・確認してください。

4 施設の利用（利用者 ⇔ 子育てにここ広場）

施設の利用予約は、つうえんポータルから行います。

※施設の受入体制等の事情により、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

キャンセルの手続き方法

- ・つうえんポータルからキャンセルを行ってください。

緊急時連絡先電話番号：

024-572-6133（子育てにここ広場直通）



《以下、該当がある場合のみ》

家庭状況が申請した時から変わった場合などには、つうえんポータルから変更または消滅申請を行ってください。

- (1) 申請書に書いた内容に変更があったとき【変更申請書】
 - 婚姻・離婚・出生など、氏名や世帯の構成員が変わった時
 - 転居したときや、連絡先が変更になったとき
- (2) 利用できる条件を満たさなくなったとき【消滅申請書】
 - 川俣町外に転出するとき
 - 保育施設に入所するとき